

下水道整備について

①市街化区域に編入されると公道に公共下水道（污水管）を整備します。

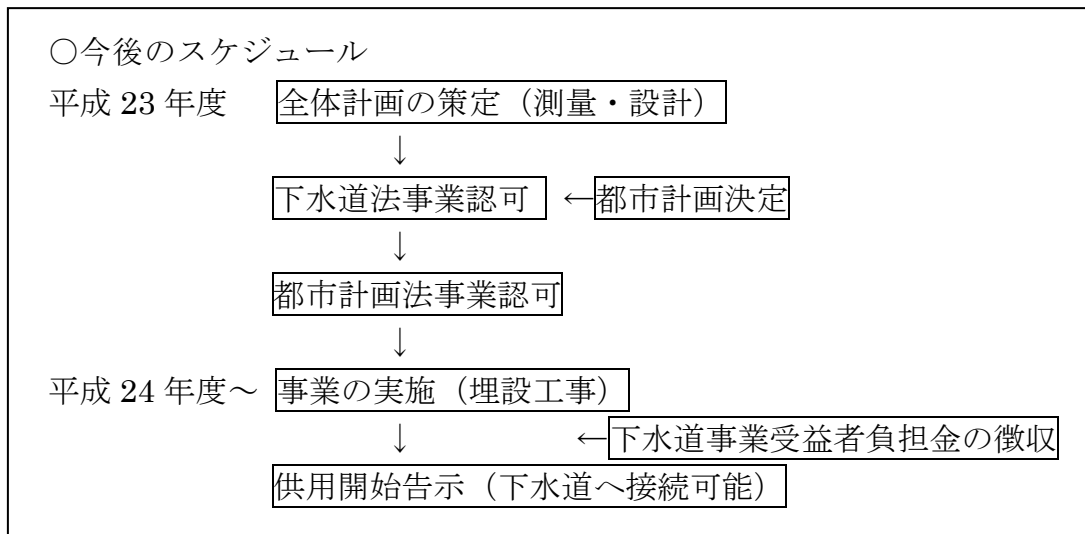
平成23年度は、下水道の整備に向けて、測量及び設計や事業認可取得の手続きなどを行い、平成24年度以降、順次、污水管の埋設工事を行います。

工事が完成し、接続が可能となった区域は、順次、広報、ホームページ等でお知らせします。

②公共下水道の整備が開始される区域については、下水道事業受益者負担金を徴収します。

下水道整備には、多額の費用を要し、またその利益が限られた一部の土地に対してのものであるため、利益を受ける方に建設費の一部を「下水道事業受益者負担金」としてお支払いいただき整備費に充てさせていただいています。

污水管整備の進捗状況に併せて、市から皆様に下水道事業受益者負担金の納入通知書を発送しますので、お支払いいただくようになります。



問い合わせ先

下水道課 下水道管理係

ダイヤルイン048-463-0916